

庁内の検討体制の構築について(案)

1 趣旨

社会福祉法第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業の実現に向けては、各福祉分野の連携が必要となることから、具体的な事業実施に向けて検討を行うために、重層的支援体制整備事業検討会議を設置する。

2 体制案

局部長級を構成メンバーとする重層的支援体制整備事業検討会議を設置するとともに、具体化に向けた事業内容を構築するために、検討会議内に関係所管課長を中心としたワーキングチームを設置する。

設置時期については、市民福祉総合政策学識者会議において一定の整理が行われた段階とする。

(会議体の構成)

(1) 重層的支援体制整備事業検討会議 (全体会議)

…局部長で構成

(2) ワーキングチーム

…関係所管課長で構成する次の 3 部会

① 相談支援

② 参加支援

③ 地域づくりに向けた支援

以 上